

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
鳥取県東部庁舎構内植栽管理業務 一式
- (2) 業務の仕様
別添「鳥取県東部庁舎構内植栽管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の場所
鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部庁舎
- (4) 業務の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の樹木管理に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者でないこと。
- (5) 公告日現在において、令和 7 年度・令和 8 年度鳥取県植栽管理業務委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 公告日現在において、令和 7 年度・令和 8 年度鳥取県建設工事入札参加資格者名簿の造園工事の格付 A に登録されている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・危機管理担当
電話 0857-20-3505
電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 18 日（水）から同年 3 月 4 日（水）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月18日(水)から同年3月4日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時

令和8年3月17日(火)午前11時即時開札。(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日(月)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎5階501会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年2月24日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問及び質問に関する回答については、令和8年2月26日(木)から同年3月4日(水)までの間、インターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和8年3月4日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(5)を証するものとして、令和7年度・令和8年度鳥取県植栽管理業務委託入札参加資格者名簿に登録された者であることを証明する通知書等の写し

(3) 2の(6)を証するものとして、令和7年度・令和8年度鳥取県建設工事入札参加者名簿の造園工事の格付Aに登録された者であることを証明する通知書等の写し

8 資格審査について

(1) 入札参加者への通知

6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月6日(金)までに通知する。

(2)(1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県東部地域振興事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月9日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3)(2)により説明を求められた場合、鳥取県東部地域振興事務所長は、説明を求めた者に対し令和8年3月10日(火)中に書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、入札書(様式第3号)により行う。

(2) 入札書は件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封書に入れ、表面に業務名、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、入札書と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(4) 入札書に記載する金額は、業務期間令和8年4月1日から令和11年3月31日までの総額を見積もった額とすること。

(5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(6) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに必ず委任状(様式第4号)を4の(4)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

(9) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県東部地域振興事務所長 藤田 美奈子」とすること。

(10) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

(11) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札。ただし、4の(4)アのただし書きの郵

便等による入札書を受領期限までに提出した者はこの限りでない。

- (4) 他入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状(様式第4号)を4の(4)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、もしくは記載事項を確認しがたい入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (11) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

12 最低制限価格について

本件入札には、鳥取県東部庁舎管理調達最低制限価格制度実施要領(令和6年12月5日施行)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 専属的合意管轄裁判所

本件業務に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは受託者は違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、委託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。
- （5）再委託の禁止
- ア 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - （ア）再委託の契約金額が再委託する年度の業務委託料の額の50パーセントを超える場合
 - （イ）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- （6）守秘事項
- ア 受託者は、本件業務の履行に当たって、知り得た情報を漏らしてはならない。
 - イ 委託者及び受託者は、本件業務の実施により取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとする。
- （7）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。
- （8）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。